

## 福 祉 文 教 常 任 委 員 会

1. 日 時 平成 28 年 12 月 13 日 (火)  
午前 10 時 51 分 開会 午後 12 時 05 分 休憩  
午後 13 時 15 分 再会 午後 14 時 16 分 閉会
2. 場 所 第 3 委 員 会 室
3. 出席委員 宮橋勝栄委員長、浅村起嘉副委員長、木下裕介委員、吉本慎太郎委員、川崎順次委員、浅野清利委員、灰田昌典委員
4. 欠席委員 なし
5. 委員会の議題
  - 《市民福祉部》
    - ＜こども家庭課＞
      - 【報告事項】 小松市立第一保育所の認定こども園移行について
  - 《予防先進部》
    - ＜市民病院＞
      - 【報告事項】 小松市民病院のインフルエンザ予防接種の受付状況について  
小松市民病院のインフルエンザ受診状況について
    - ＜いきいき健康課＞
      - 【報告事項】 インフルエンザの状況について
    - ＜長寿介護課＞
      - 議案第92号 小松市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例について
      - 議案第98号 財産の譲渡について
    - ＜保険年金課＞
      - 【報告事項】 平成28年度第1回小松市国民健康保険運営協議会の開催状況について
  - 《ふるさと共創部》
    - ＜市民協働課＞
      - 【報告事項】 グッドマナーこまつ 親子交通安全自動車教室の開催について  
やさしいまちづくり推進プランの策定について
    - ＜はつらつ学習課＞
      - 【報告事項】 ファシリテーション講座の開催について
    - ＜スポーツ育成課＞
      - 議案第100号 指定管理者の指定について中関係部分
      - 【報告事項】 第69回小松市民体育大会スキー競技について
  - 《教育委員会》
    - ＜未来の教育課＞
      - 【報告事項】 中学生サミットについて
    - ＜学校教育課＞
      - 【報告事項】 平成28年度全国学校給食週間について
    - ＜青少年育成課＞
      - 議案第100号 指定管理者の指定について中関係部分

【報告事項】 平成29年小松市成人式について  
平成28年度スマイルハート賞について  
平成28年度小松市社会教育賞について  
青少年健全育成大会について

<ひととものづくり科学館>

【報告事項】 ひととものづくり科学館の利用状況等について

## 6. 委員長報告の要旨

これらの案件につきまして、活発な質疑応答を行い、終始慎重なる審査を行いました結果、全会一致をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決しました。以下、審査の過程において、様々な意見や要望が出されましたので、その一端を御報告申し上げます。

### ■小松市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例について及び財産の譲渡について

昭和60年に開設した小松市立蓮代寺老人福祉センターについて、利用の実態及び小松市公共施設マネジメント計画を踏まえ、コミュニティ施設として地元移管の合意を得て、蓮代寺町内会に対して、設備等を含む建物を無償譲渡することとあります。

現行の耐震基準が導入された昭和56年以降の建物ではありますが、今後、老朽化による改修が必要になってくることも考えられるため、施設移管後についても、地元に対し、コミュニティ施設の補助事業の説明等、丁寧な対応を求めました。

### ■国民健康保制度改革について

これまで市町ごとに運営していた国民健康保険事業について、財政の安定化を図るため、平成30年度から財政運営の責任主体が県になり、市町ごとの国保事業納付金額の決定や、保険給付費用の市町への支払いを行うとのこととあります。

保険税については、県に納める国保事業納付金や今後提示される標準保険税率をもとに、それぞれの実態に応じて市町が決定することとありますので、しっかりと情報収集を行い、速やかな議会への報告、市民への周知を行うとともに、予防先進部として、健康づくり、疾病予防の施策をすすめ、健康寿命を延ばすことで、医療費の抑制に努めるよう求めました。

### ■中学生サミットについて

生徒の自治的意識や主体性の向上を図ることを目的に、市内中学校の生徒、教員の代表に加え、今年度は小松市立学校PTA連合会と連携し、保護者とともにスマートフォンやインターネットによる問題に取り組んだとのこと、**「ネット三か条」**や動画CMを作成し、各中学校への取り組みに繋げていくとのこととあります。

生徒のみならず、若手教員、保護者にとっても有意義な取り組みとなっており、今後も効果的で、より質の高いものになるよう一層の工夫を期待するものであります。

### ■わがまち環境整備助成金について

9月定例会より継続して調査を行ってきた本助成金は、地域住民が主体となって行う公益的施設等の整備助成を行うものであり、事業の採択に当たり、わがまち環境整備助成金審査会で交付を行うことが適当か否かの審査を付すことになっております。

今回、その審査会において適当性が認められた事業に対し、市の交付予定額と町内会の申請金額に大きな隔たりがある事案が生じていたため、閉会中も引き続き調査をして参りました。

結果として、対象となる町内会と市が協議し、市の担当より町内会に対してこれまでの対応や経過における双方の行き違い等の説明と謝罪によって、町内会が申請していた300万円の補助ではなく、

本助成金の全体予算内に収まるよう 150 万円の補助に事業規模を縮小することとなり、決定通知がなされたとのことであります。

しかし、今回の事案においては、審査会においては町内会が申請した内容で審議され、その場で疑義や特段の意見もなく、事業として適当と認められたにも関わらず、市において共同墓地への補助が法的な問題がないかの再確認や、バリアフリーの基準に適合するか否かということの精査が審査会の事後に行われ、交付決定通知前の段階で事業の要綱にバリアフリー基準を追加で明文化して事業規模の見直しを協議するなど、制度の要綱や審査会の意義が損なわれる事態となり、また町内会から不信感を招く結果となりました。

本来は、補助申請の応募があった時点から審査会の開催前までに確認や精査が必要な部分についての指摘や修正を求めるか、あるいは審査会での意見に基づいて指摘や修正を求めるべきであります。今回のような事後での指摘や修正によって事業規模を縮小させるのは恣意的と疑われても致し方ありません。

本助成金はふるさと共創を掲げる現市政にとって大切な事業であると理解するものでありますが、次年度以降継続していくのであれば、今回のような事態に至らぬように、今一度、制度の設計をしっかりと行ってから取り組むよう求めるものであります。